

電気個別需給約款
デイトムバリュープラン

2025年4月1日実施

MCリテールエナジー株式会社

I 総則	3
第1条 適用	3
第2条 単位および端数処理	3
II 契約種別ならびに料金および契約容量の算定方法	3
第3条 契約種別および料金	3
(東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア)	3
(関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア)	9
第4条 契約容量の算定方法について	13
III 日割計算	14
第5条 日割計算	14
附則	15
別紙1 燃料費調整	16
別紙2 再生可能エネルギー発電促進賦課金	18
別紙3 負荷設備の入力換算容量	19
別紙4 契約負荷設備の総容量の算定	22

I 総則

第1条 適用

1. 本電気個別需給約款（以下、「本個別約款」といいます。）は、次の地域を供給区域として適用します。ただし、各一般送配電事業者の離島供給約款に定める離島を除きます。

エリア名称	供給区域となる地域
東北電力エリア	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域となる青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県
東京電力エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
中部電力エリア	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる愛知県、岐阜県（一部を除きます）、三重県（一部を除きます）、静岡県（富士川以西）および長野県
関西電力エリア	関西電力送配電株式会社の供給区域となる滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国電力エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域となる鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部
四国電力エリア	四国電力送配電株式会社の供給区域となる徳島県、高知県、香川県（一部を除きます）および愛媛県（一部を除きます）

2. 本個別約款は、電気基本需給約款（以下、「基本約款」といいます。また、基本約款が変更された場合は変更後の基本約款によります。）と合わせて適用します。

第2条 単位および端数処理

本個別約款において使用する単位および端数処理は以下のとおりとします。

1. 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。なお、本個別約款で定める契約種別における使用電力量の端数は、デイトムおよびピークタイムの場合、それぞれの合計値を小数点以下第1位で四捨五入し、ベースタイムの場合、基本約款第15条（使用電力量の算定）第2項における使用電力量から、デイトムおよびピークタイムの時間帯別の使用電力量を引いた値とします。

II 契約種別ならびに料金および契約容量の算定方法

第3条 契約種別および料金

契約種別および料金は、以下のとおりとします。

電灯需要

供給区域	契約種別
東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア	1. デイトムバリュープラン（60A以下）
	2. デイトムバリュープラン（6kVA～49kVA）
関西電力エリア 四国電力エリア 中国電力エリア	1. デイトムバリュープラン（6kVA未満）
	2. デイトムバリュープラン（6kVA～49kVA）

（東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア）

1. デイトムバリュープラン（60A以下）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
 - (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
 - (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
 - (d) デイタイムバリュープランは、当社への新規のお申込み、当社の別のプランからの契約種別の変更、どちらの方もお申込みいただけます。また、申込み対象は個人、法人とします。
- (2) デイタイムバリュープランに係る特則
デイタイムバリュープランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。
- (a) デイタイムバリュープランにおける料金の算定および算定期間については、基本約款第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。
 - (b) デイタイムバリュープランは、EV・PHEV 保有者専用の料金単価を設定しています。当該専用単価の適用のためには、供給先と同一の需要場所に電動車用充電設備設置の上、お申込みの際に車検証等写しをご提出していただきます。なお、申込後に車検証等写しを提出する場合はプラン変更の取扱いとなり、EV・PHEV 保有者専用の料金単価は、翌検針日以降の適用となります。
当社にて EV・PHEV の車検証の提出を確認できた場合は、EV・PHEV 専用の料金単価を適用します。車検証等写しの提出がない場合は、自動的に車検証未提出として通常単価を適用します。また、お申込み後、お客さまが提出された車検証を当社が確認した結果、EV・PHEV を所有していないもしくは、何らかの不正が発見された場合、当社はお客さまに事前に通知を行い通常単価を適用する場合がございます。
なお、お客さまが提出した車検証等写しは、返却いたしません。
 - (c) お客さまの電力使用量の程度・パターンによっては、加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (4) 契約電流
- (a) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。なお、契約電流の値が不明である場合、申込みを承諾できない場合があります。
 - (b) 電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限する場合がございます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合、お客さまの等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (5) 料金

「1月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

東北電力エリア

契約電流	EV・PHEV専用単価（税込）	通常単価（税込）
10 アンペア	369 円 60 銭	519 円 60 銭
15 アンペア	554 円 40 銭	779 円 40 銭
20 アンペア	739 円 20 銭	1,039 円 20 銭
30 アンペア	1,108 円 80 銭	1,558 円 80 銭
40 アンペア	1,478 円 40 銭	2,078 円 40 銭
50 アンペア	1,848 円 00 銭	2,598 円 00 銭
60 アンペア	2,217 円 60 銭	3,117 円 60 銭

東京電力エリア

契約電流	EV・PHEV専用単価（税込）	通常単価（税込）
10 アンペア	295 円 24 銭	445 円 24 銭
15 アンペア	442 円 86 銭	667 円 86 銭
20 アンペア	590 円 48 銭	890 円 48 銭
30 アンペア	885 円 72 銭	1,335 円 72 銭
40 アンペア	1,180 円 96 銭	1,780 円 96 銭
50 アンペア	1,476 円 20 銭	2,226 円 20 銭
60 アンペア	1,771 円 44 銭	2,671 円 44 銭

中部電力エリア

契約電流	EV・PHEV専用単価（税込）	通常単価（税込）
10 アンペア	297 円 00 銭	447 円 00 銭
15 アンペア	445 円 50 銭	670 円 50 銭
20 アンペア	594 円 00 銭	894 円 00 銭
30 アンペア	891 円 00 銭	1,341 円 00 銭
40 アンペア	1,188 円 00 銭	1,788 円 00 銭
50 アンペア	1,485 円 00 銭	2,235 円 00 銭
60 アンペア	1,782 円 00 銭	2,682 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その月の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。デイトイムは、毎日9時から15時までの間をいい、ピークタイムは、毎日16時から21時の間をいいます。ベースタイムは、デイトイムとピークタイム以外の時間をいいます。

東北電力エリア

使用量	単価 (税込)
1キロワット時につき (デイトイム)	27円95銭
1キロワット時につき (ピークタイム)	49円41銭
1キロワット時につき (ベースタイム)	38円46銭

東京電力エリア

使用量	単価 (税込)
1キロワット時につき (デイトイム)	26円65銭
1キロワット時につき (ピークタイム)	44円32銭
1キロワット時につき (ベースタイム)	37円43銭

中部電力エリア

使用量	単価 (税込)
1キロワット時につき (デイトイム)	18円34銭
1キロワット時につき (ピークタイム)	35円45銭
1キロワット時につき (ベースタイム)	25円98銭

(6) その他

デイトイムバリュープランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として220円(税込)を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。

2. デイトイムバリュープラン (6kVA~49kVA)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (d) デイトイムバリュープランは、当社への新規のお申込み、当社の別のプランからの契約種別の変更、どちらの方もお申込みいただけます。また、申込み対象は個人、法人とします。

(2) デイトイムバリュープランに係る特則

デイトイムバリュープランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

(a) デイタイムバリュープランにおける料金の算定および算定期間については、基本約款第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。

(b) デイタイムバリュープランは、EV・PHEV 保有者専用の料金単価を設定しています。当該専用単価の適用のためには、供給先と同一の需要場所に電動車用充電設備設置の上、お申込みの際に車検証等写しをご提出していただきます。なお、申込後に車検証等写しを提出する場合はプラン変更の取扱いとなり、EV・PHEV 保有者専用の料金単価は、翌検針日以降の適用となります。

当社にて EV・PHEV の車検証の提出を確認できた場合は、EV・PHEV 専用の料金単価を適用します。車検証等写しの提出がない場合は、自動的に車検証未提出として通常単価を適用します。また、お申込み後、お客さまが提出された車検証を当社が確認した結果、EV・PHEV を所有していないもしくは、何らかの不正が発見された場合、当社はお客さまに事前に通知を行い通常単価を適用する場合がございます。

なお、お客さまが提出した車検証等写しは、返却いたしません。

(c) お客さまの電力使用量の程度・パターンによっては、加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、決定いただきますようお願いします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(4) 契約容量

契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず(c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。

(a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約電力・契約容量の算定方法について）第 1 項により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合がございます。

(c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。

(d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b)または(c)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

「1 月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

ただし、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、「1月」につき以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

東北電力エリア

契約容量	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭	519 円 60 銭

東京電力エリア

契約容量	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295 円 24 銭	445 円 24 銭

中部電力エリア

契約容量	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭	447 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その月の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。デイトイムは、毎日 9 時から 15 時までの間をいい、ピークタイムは、毎日 16 時から 21 時の間をいいます。ベースタイムは、デイトイムとピークタイム以外の時間をいいます。

東北電力エリア

使用量	単価 (税込)
1 キロワット時につき (デイトイム)	27 円 95 銭
1 キロワット時につき (ピークタイム)	49 円 41 銭
1 キロワット時につき (ベースタイム)	38 円 46 銭

東京電力エリア

使用量	単価 (税込)
1 キロワット時につき (デイトイム)	26 円 65 銭
1 キロワット時につき (ピークタイム)	44 円 32 銭
1 キロワット時につき (ベースタイム)	37 円 43 銭

中部電力エリア

使用量	単価 (税込)
1 キロワット時につき (デイトイム)	18 円 34 銭
1 キロワット時につき (ピークタイム)	35 円 45 銭

1 キロワット時につき (バースタイム)	25 円 98 銭
----------------------	-----------

(6) その他

デイトタイムバリュープランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。

(関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア)

1. デイトタイムバリュープラン (6 kVA 未満)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (d) デイトタイムバリュープランは、当社への新規のお申込み、当社の別のプランからの契約種別の変更、どちらの方もお申込みいただけます。また、申込み対象は個人、法人とします。

(2) デイトタイムバリュープランに係る特則

デイトタイムバリュープランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

- (a) デイトタイムバリュープランにおける料金の算定および算定期間については、基本約款第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。
- (b) デイトタイムバリュープランは、EV・PHEV 保有者専用の料金単価を設定しています。当該専用単価の適用のためには、供給先と同一の需要場所に電動車用充電設備設置の上、お申込みの際に車検証等写しをご提出していただきます。なお、申込後に車検証等写しを提出する場合はプラン変更の取扱いとなり、EV・PHEV 保有者専用の料金単価は、翌検針日以降の適用となります。
当社にて EV・PHEV の車検証の提出を確認できた場合は、EV・PHEV 専用の料金単価を適用します。車検証等写しの提出がない場合は、自動的に車検証未提出として通常単価を適用します。また、お申込み後、お客さまが提出された車検証を当社が確認した結果、EV・PHEV を所有していないもしくは、何らかの不正が発見された場合、当社はお客さまに事前に通知を行い通常単価を適用する場合がございます。
なお、お客さまが提出した車検証等写しは、返却いたしません。
- (c) お客さまの電力使用量の程度・パターンによっては、加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、決定いただきますようお願いします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(4) 最大需要容量

- (a) 関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアの最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満（旧一般電気事業者の従量電灯 A 相当）であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が 60 アンペア以下であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が 60 アンペア以上であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものとみなします。
- (b) 電気の使用実態に応じ、契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、6 キロボルトアンペア以上へ契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

「1 月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、ます。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

関西電力エリア/中国電力エリア

契約単位	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)
1 契約につき	1,700 円 00 銭	2,500 円 00 銭

四国電力エリア

契約単位	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)
1 契約につき	1,500 円 00 銭	2,300 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その月の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。デイトタイムは、毎日 9 時から 15 時までの間をいい、ピークタイムは、毎日 16 時から 21 時の間をいいます。ベースタイムは、デイトタイムとピークタイム以外の時間をいいます。

関西電力エリア

使用量	単価 (税込)
1 キロワット時につき (デイトタイム)	16 円 75 銭
1 キロワット時につき (ピークタイム)	25 円 63 銭
1 キロワット時につき (ベースタイム)	20 円 36 銭

中国電力エリア

使用量	単価 (税込)
1 キロワット時につき (デイトタイム)	25 円 89 銭
1 キロワット時につき (ピークタイム)	42 円 36 銭

1 キロワット時につき (ベースタイム)	37 円 45 銭
----------------------	-----------

四国電力エリア

使用量	単価 (税込)
1 キロワット時につき (デイトタイム)	23 円 56 銭
1 キロワット時につき (ピークタイム)	40 円 63 銭
1 キロワット時につき (ベースタイム)	35 円 28 銭

(6) その他

デイトタイムバリュープランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円 (税込) を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。

2. デイトタイムバリュープラン (6 kVA～49 kVA)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (d) デイトタイムバリュープランは、当社への新規のお申込み、当社の別のプランからの契約種別の変更、どちらの方もお申込みいただけます。また、申込み対象は個人、法人とします。

(2) デイトタイムバリュープランに係る特則

デイトタイムバリュープランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

- (a) デイトタイムバリュープランにおける料金の算定および算定期間については、基本約款第 16 条 (料金の算定) の定めを準用します。
- (b) デイトタイムバリュープランは、EV・PHEV 保有者専用の料金単価を設定しています。当該専用単価の適用のためには、供給先と同一の需要場所に電動車用充電設備設置の上、お申込みの際に車検証等写しをご提出していただきます。なお、申込後に車検証等写しを提出する場合はプラン変更の取扱いとなり、EV・PHEV 保有者専用の料金単価は、翌検針日以降の適用となります。
当社にて EV・PHEV の車検証の提出を確認できた場合は、EV・PHEV 専用の料金単価を適用します。車検証等写しの提出がない場合は、自動的に車検証未提出として通常単価を適用します。また、お申込み後、お客さまが提出された車検証を当社が確認した結果、EV・PHEV を所有していないもしくは、何らかの不正が発見された場合、当社はお客さまに事前に通知を行い通常単価を適用する場合がございます。
なお、お客さまが提出した車検証等写しは、返却いたしません。
- (c) お客さまの電力使用量の程度・パターンによっては、加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。他の小売電気事業者 (以下「旧事業者」といいます。) から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、決

定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(4) 契約容量

契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず(c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。

- (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第4条（契約電力・契約容量の算定方法について）1により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合がございます。

- (c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。

- (d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b)または(c)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

「1月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

ただし、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

関西電力エリア

契約容量	EV・PHEV専用単価 (税込)	通常単価(税込)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	333円41銭	483円41銭

中国電力エリア

契約容量	EV・PHEV専用単価 (税込)	通常単価(税込)

	(税込)	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	331 円 90 銭	481 円 90 銭

四国電力エリア

契約容量	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 10 銭	447 円 10 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その月の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。デイトタイムは、毎日 9 時から 15 時までの間をいい、ピークタイムは、毎日 16 時から 21 時の間をいいます。ベースタイムは、デイトタイムとピークタイム以外の時間をいいます。

関西電力エリア

使用量	単価 (税込)
1 キロワット時につき (デイトタイム)	16 円 75 銭
1 キロワット時につき (ピークタイム)	25 円 63 銭
1 キロワット時につき (ベースタイム)	20 円 36 銭

中国電力エリア

使用量	単価 (税込)
1 キロワット時につき (デイトタイム)	25 円 89 銭
1 キロワット時につき (ピークタイム)	42 円 36 銭
1 キロワット時につき (ベースタイム)	37 円 45 銭

四国電力エリア

使用量	単価 (税込)
1 キロワット時につき (デイトタイム)	23 円 56 銭
1 キロワット時につき (ピークタイム)	40 円 63 銭
1 キロワット時につき (ベースタイム)	35 円 28 銭

(6) その他

デイトタイムバリュープランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円 (税込) を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。

第 4 条 契約容量の算定方法について

1. 第 3 条 (電灯需要料金表) 以下の各契約種別(4)(b)の場合の契約容量は次により算定します。

供給区域	契約種別
東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア	2. デイトタイムバリュープラン (6 kVA~49 kVA)

関西電力エリア 四国電力エリア 中国電力エリア	2. デイタイムバリュープラン (6 kVA～49 kVA)
-------------------------------	--------------------------------

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
- ・ 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1 / 1000
- なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。
- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
- ・ 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1 / 1000
2. お客さまが、需要場所における主開閉器、負荷設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

III 日割計算

第 5 条 日割計算

1. 当社は、基本約款第 16 条 (料金の算定) 第 1 項各号に定める場合においては、以下に定める方法により料金を算定します。
- (1) 基本料金は、以下の算式により算定します。なお、基本約款第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第(1)号または第(3)号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。
- ・ 「1 月」の該当料金 × (日割計算対象日数 / 計量期間等の日数)
- 該当料金とは、基本料金をいいます。
2. 基本約款第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (1) 号の場合により日割計算をするときは、需給開始日および契約終了日の前日を含みます。また、基本約款第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (2) 号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用するものとします。

附 則

1. 個別約款の実施期日

本個別約款は、2025年4月1日から実施します。

本個別約款実施後の新たな燃料費調整額は、基本約款第14条で定める2025年4月検針日～2025年5月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用します。

※なお、2025年4月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2025年5月」に該当することとなるため、料金確定通知は2025年6月となります。

2. 標準周波数についての特別措置

(1) この個別約款実施の際、東北電力エリアおよび東京電力エリアにおいて、現に次の区域内で、標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給します。

イ 東北電力エリアにあたっては、妙高市および糸魚川市

ロ 東京電力エリアにあたっては、群馬県の一部

(2) この個別約款実施の際、中部電力エリアにおいて、現に次の区域内で、標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数50ヘルツで供給します。

・長野県の一部

別紙1 燃料費調整

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 別表1に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。また、基準燃料価格(円)は別表2、基準単価(銭)は別表3に定めるものとします。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間

毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

※上記燃料費調整単価適用期間において、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「検針日」を「計量日」と読み替えるものとします。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表 3 に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

別表 1：燃料費調整単価算出係数

供給地域	α	β	γ
東北電力エリア	0.0259	0.2563	0.8915
東京電力エリア	0.0048	0.3827	0.6584
中部電力エリア	0.0275	0.4792	0.4275
関西電力エリア	0.0140	0.3483	0.7227
中国電力エリア	0.0406	0.0992	1.1994
四国電力エリア	0.0875	0.0770	1.1770

別表 2：基準燃料価格

供給地域	基準燃料価格
東北電力エリア	83,500 円
東京電力エリア	86,100 円
中部電力エリア	45,900 円
関西電力エリア	27,100 円
中国電力エリア	80,300 円
四国電力エリア	80,000 円

別表 3：基準単価

供給地域		基準単価
東北電力エリア	1 キロワット時につき	19.7 銭
東京電力エリア	1 キロワット時につき	18.3 銭
中部電力エリア	1 キロワット時につき	23.3 銭
関西電力エリア	1 キロワット時につき	16.5 銭
中国電力エリア	1 キロワット時につき	21.2 銭
四国電力エリア	1 キロワット時につき	15.4 銭

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別紙2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第32条第2項の規定に基づき、納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその「1月」の使用電力量とします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用は、納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日からその翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記2.の使用電力量に上記1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

なお、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。

なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

別紙3 負荷設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)から(4)によります。

(1) けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	
	入力 (ワット)	
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200 パーセント	

(2) ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

(3) スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

(4) 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

2. 誘導電動機

(1) 単相誘導電動機

(a) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものとします。

(b) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

出力（ワット）	換算容量		入力（ワット）
	入力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
35 以下	-	160	出力（ワット）× 133.0 パーセント
45 以下	-	180	
65 以下	-	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

(2) 3 相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）×93.3パーセント
出力（キロワット）×125.0パーセント

3. レントゲン装置

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）	
治療用装置	/	/	定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値とします。	
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1	
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5	
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2	
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3	
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4	
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5	

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量とします。

		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5	
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10	
	95 キロボルトピーク 超過 100 キロボルトピーク 以下	200 ミリアンペア以下	5	
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6	
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8	
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5	
	100 キロボルトピーク 超過 125 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア以下	9.5	
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16	
	125 キロボルトピーク 超過 150 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア以下	11	
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5	
	蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
		0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3		

4. 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

(1) 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

・入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

(2) (1)以外の場合

・入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

5. その他

(1) 1、2、3.および4.によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

(2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。

(3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別紙4 契約負荷設備の総容量の算定

1. 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定します。
 - (1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）とします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象とします。
 - (2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。
 - (a) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院
1 差込口につき 50 ボルトアンペア
 - (b) (a)以外の場合
1 差込口につき 100 ボルトアンペア
2. 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量に基づき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定します。